

# 障害者雇用状況調査結果の概要

( 平成 27 年 6 月 1 日現在 )

厚生労働省島根労働局職業安定部

---

## 目 次

はじめに .....	1
民間企業における障害者の雇用状況	
1 概 況 .....	2
2 企業規模別の雇用状況 .....	4
3 産業別の雇用状況 .....	4
4 実雇用率階級別の企業分布状況 .....	6
5 法定雇用率未達成企業の雇用状況 .....	7
6 法定雇用率未達成企業の雇用不足数の状況 .....	8
7 公共職業安定所管内別の雇用状況 .....	9
国、地方公共団体等における障害者の雇用状況	
1 概 況 .....	10
2 地方公共団体等及び各機関における障害者の雇用状況 .....	10
参 考	
1 島根県における障害者の状況 .....	13
2 障害者の職業紹介状況 .....	14
3 障害者雇用率制度の適用を受けない企業の状況 .....	15
4 障害者の法定雇用率について .....	17
5 除外率一覧表 .....	18

---

# は じ め に

「障害者の雇用の促進等に関する法律」においては、障害者雇用率制度を設け、事業主等に一定数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務付けており、この法の適切な運用を図るためには、障害者の雇用状況を正確に把握する必要があります。

このため、一定規模以上の事業主等は、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況を公共職業安定所長に報告(国、地方公共団体等にあつては、その任命権者等が厚生労働大臣又は労働局長に通報)することとされています。

本書は、平成27年6月1日現在の島根労働局管内における障害者の雇用状況に係る報告を集計したものです。

## <障害者雇用率制度>

### 1 趣 旨

事業主等は、労働者を新たに雇入れ、又は解雇しようとする場合には、その雇用する労働者に占める身体障害者又は知的障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上であるようにしなければならないこととされています。

すなわち、障害者の雇用は常に健常者と同じように確保すべきものとし、原則として事業主等は常態として法定雇用率を達成・維持すべき義務を有することとされています。

### 2 算定基準

現行法の雇用率制度においては、身体障害者及び知的障害者に加え精神障害者も算定の対象とした「障害者雇用率」が設定されています。

重度身体障害者又は重度知的障害者は1人をもって2人の障害者を雇用しているものとみなし、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者については、それぞれ1人の障害者を雇用しているものとみなされます。重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、それぞれ0.5人を雇用しているものとみなされます。

#### ○ 法 定 雇 用 率

民 間 企 業	{	一般の民間企業 ……	2.0% (常用労働者数 50 人以上規模の企業)
		特殊法人 ……	2.3% (常用労働者数 43.5 人以上規模の法人)
国、地方公共団体	{	下記以外の機関 ……	2.3% (職員数 43.5 人以上の機関)
		一定の教育委員会 ……	2.2% (職員数 45.5 人以上の機関)

(カッコ内は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模です。)

### 3 法定雇用率の適用と法定雇用障害者数の算定

法定雇用率は、その企業全体を一つの単位(国等の機関は任命権者を単位)として適用されます。

法定雇用障害者数は、「常時雇用される労働者(短時間労働者は0.5人算定)の数から除外率に相当する常時雇用される労働者の数を控除した数」(雇用率算定基礎労働者数)に法定雇用率を乗じた数で、1人未満の端数があるときはその端数を切り捨てた数です。

#### ○ 除 外 率

職務によっては、障害者が就業することが困難であり、一律に法定雇用率を適用することが不適當なものがあることから、障害者の就業が一般に困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種ごとに定められています。

障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、除外率制度については、廃止に向けて段階的に縮小することとされています。(詳細は18頁参照)

# 民間企業における障害者の雇用状況

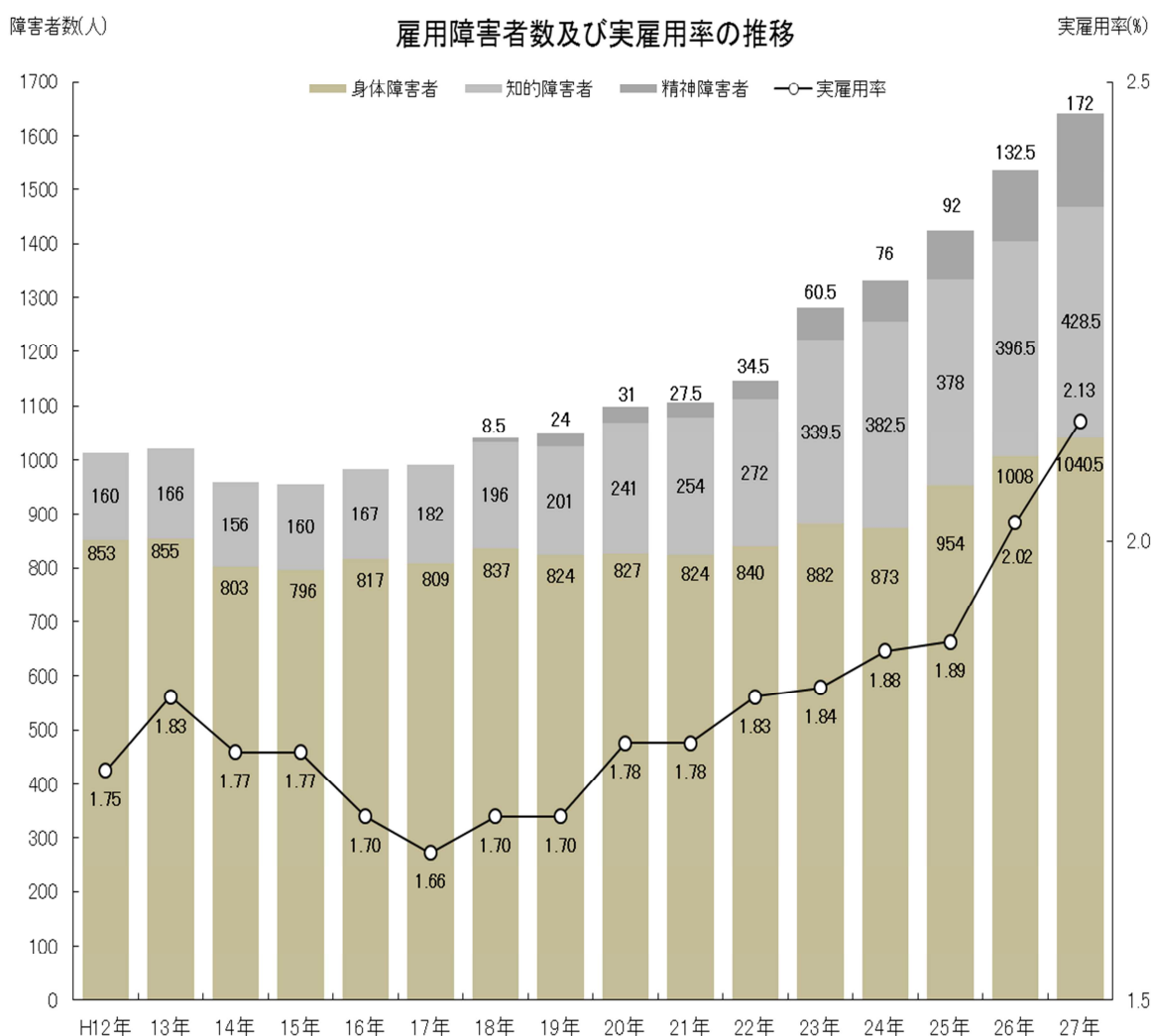
## 1 概況

島根県において、障害者雇用率（以下「法定雇用率」という。）2.0%が適用され、身体障害者又は知的障害者を1人以上雇用すべき一般の民間企業（常用労働者50人以上規模の企業）は523社、実雇用率算定の基礎となる常用労働者の数は77,212.5人で、企業数は前年同数、常用労働者数で1,136.5人増加した。一方、雇用されている障害者の数は1,641.0人で前年より103.5人増加した。

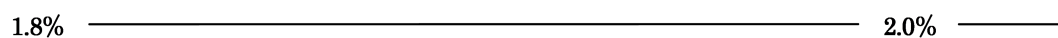
この結果、実雇用率は前年より0.11ポイント上昇し、2.13%となった。

また、法定雇用率達成企業の割合は、64.6%で前年の61.6%から3ポイント上昇した。

なお、本県における実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合ともに全国平均を上回っている。【表1】



### <法定雇用率>



注) 雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年からは50人以上規模の企業）についての集計である。

【表1 障害者雇用状況の推移（各年6月1日現在）】

(単位：社、人、%)

年 別	島				根 拠 地				全 国			
	調査実施 企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	雇 用 状 況		調査実施 企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	雇 用 状 況		調査実施 企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	雇 用 状 況	
			障害者数	実雇用率			障害者数	実雇用率			障害者数	実雇用率
14年	366	54,069	(248) 959	1.77	60,938	16,749,384	246,284	1.47	42.5			
15年	375	53,975	(248) 956	1.77	61,025	16,748,964	247,093	1.48	42.5			
16年	404	57,968	(250) 984	1.70	63,993	17,667,306	257,939	1.46	41.7			
17年	415	59,837	(247) 991	1.66	65,449	18,091,871	269,066	1.49	42.1			
18年	424	61,241	(253) 1,041.5	1.70	67,168	18,652,344	283,750.5	1.52	43.4			
19年	427	61,837	(247) 1,049	1.70	71,224	19,504,649	302,716	1.55	43.8			
20年	407	61,694	(259) 1,099	1.78	73,042	20,499,012	325,603	1.59	44.9			
21年	405	62,152	(260) 1,105.5	1.78	72,328	20,441,198	332,811.5	1.63	45.5			
22年	413	62,675	(262) 1,146.5	1.83	71,830	20,356,456	342,973.5	1.68	47.0			
23年	447	69,850	(278) 1,282	1.84	75,313	22,260,915.5	366,199	1.65	45.3			
24年	453	70,964.5	(271) 1,331.5	1.88	76,308	22,577,527	382,363.5	1.69	46.8			
25年	519	75,317.5	(272) 1,424	1.89	85,314	23,213,401	408,947.5	1.76	42.7			
26年	523	76,076	(282) 1,537.5	2.02	86,648	23,650,463.5	431,225.5	1.82	44.7			
27年	523	77,212.5	(296) 1,641.0	2.13	87,935	24,122,923.0	453,133.5	1.88	47.2			
対前年増減	0	1,136.5	(14) 103.5	0.11	1,287	472,459.5	21,908	0.06	2.5			

① 障害者数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者である。重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

② ( ) 内は、重度身体障害者及び重度知的障害者の実数である。

③ 法定雇用率は平成25年4月1日に改定 民間企業 1.8% → 2.0%

## 2 企業規模別の雇用状況 【表2】

実雇用率が最も高いのは300～500人未満規模の2.68%で、次いで500～1,000人未満規模の2.43%であり県の平均を上回っている。また50～100人未満規模の2.08%、1,000人以上規模の2.05%では、法定雇用率を上回っているが県平均は下回っている。なお、100～300人未満規模は1.95%で、県平均及び法定雇用率を下回っているが、全国平均の実雇用率は上回っている。

【表2 規模別障害者の雇用状況】

平成27年6月1日現在  
(単位:社、人、%)

規模別	島 根 県					実 雇 用 率		雇用率達成企業の状況		
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数 (①×2+②)	障害者数		島根県	全 国	島 根 県		全 国 達成割合
				① うち 重 度 障害者 (常用)	② うち重度 障害者 以外の 障害者 (常用)			企業数	達成 割合	
50～ 100人未満	308 (298)	21,229.5 (18,579.5)	441.0 (354.5)	82 (57)	277.0 (240.5)	2.08 (1.91)	1.49 (1.46)	202 (186)	65.6 (62.2)	44.7 (44.1)
100～ 300人未満	177 (184)	28,431.5 (30,436.0)	554.5 (572.5)	83 (96)	388.5 (380.5)	1.95 (1.88)	1.68 (1.59)	111 (115)	62.7 (62.5)	50.2 (45.9)
300～ 500人未満	21 (21)	7,891.0 (7,369.5)	211.5 (203.5)	42 (39)	127.5 (125.5)	2.68 (2.76)	1.79 (1.76)	13 (11)	61.9 (52.4)	44.0 (42.5)
500～ 1,000人未満	13 (16)	8,235.5 (11,257.5)	200.0 (240.5)	30 (49)	140.0 (142.5)	2.43 (2.14)	1.89 (1.83)	9 (8)	69.2 (53.3)	44.6 (41.7)
1,000人 以上	4 (4)	11,425.0 (8,433.5)	234.0 (166.5)	59 (41)	116.0 (84.5)	2.05 (1.97)	2.09 (2.05)	3 (2)	75.0 (50.0)	55.0 (49.5)
計	523 (523)	77,212.5 (76,076.0)	1,641.0 (1,537.5)	296.0 (282.0)	1,049.0 (973.5)	2.13 (2.02)	1.88 (1.83)	338 (322)	64.6 (61.6)	47.2 (44.7)

(注) ( )内は平成26年6月1日現在の数値

## 3 産業別の雇用状況 【表3】

実雇用率が最も高いのは医療・福祉の2.54%、次いで、サービス業2.51%、製造業の2.23%の順である。

最も低いのは不動産・物品賃貸業の0.73%、次いで、教育、学習支援業の0.84%、情報通信業の1.12%の順となっており、いずれも法定雇用率を大きく下回っている。

法定雇用率達成企業の割合は、農業・林業の100%が最も高く、次いで建設業の79.5%、医療、福祉70.7%の順である。

法定雇用率達成割合が低い産業は、不動産、物品賃貸業の0.00%、情報通信業の20.0%、教育、学習支援業の25.0%などである。

【表3 産業別障害者の雇用状況】

平成27年6月1日現在  
(単位: 社、人、%)

産業別	島 根 県					実 雇 用 率		雇用率達成企業の状況		
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数 (①×2+②)	①	②	島根県	全 国	島 根 県		全国達成割合
				うち重度障害者(常用)	うち重度障害者以外の障害者(常用)			企業数	達成割合	
農業、林業	7 (6)	502.5 (445.0)	9.5 (10.0)	0.0 (0)	9.5 (10.0)	1.89 (2.25)	2.19 (2.15)	7 (5)	100.0 (83.3)	61.7 (58.0)
漁業	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
鉱業、採石業、砂利採取業	— —	— —	— —	— —	— —	— —	1.86 (1.76)	— —	— —	60.3 (54.7)
建設業	39 (34)	3,295.5 (2,866.5)	66.0 (49.0)	14.0 (10.0)	38.0 (29.0)	2.00 (1.71)	1.69 (1.66)	31 (22)	79.5 (64.7)	47.0 (45.3)
製造業	133 (126)	19,492.5 (18,757.0)	434.5 (396.0)	90.0 (85.0)	254.5 (226.0)	2.23 (2.11)	1.95 (1.91)	90 (86)	67.7 (68.3)	54.6 (52.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	— —	— —	— —	— —	— —	— —	2.01 (1.96)	— —	— —	45.7 (44.6)
情報通信業	10 (11)	1,648.5 (1,693.5)	18.5 (23.0)	5.0 (7.0)	8.5 (9.0)	1.12 (1.36)	1.59 (1.54)	2 (4)	20.0 (36.4)	26.4 (24.7)
運輸業、郵便業	16 (16)	1,945.5 (1,946.5)	43.0 (46.5)	11.0 (13.0)	21.0 (20.5)	2.21 (2.39)	1.94 (1.88)	11 (14)	68.8 (87.5)	52.6 (49.6)
卸売業、小売業	70 (72)	12,227.0 (12,260.5)	227.0 (198.0)	35.0 (32.0)	157.0 (134.0)	1.86 (1.61)	1.68 (1.63)	39 (33)	55.7 (45.8)	36.2 (33.6)
金融業、保険業	10 (10)	4,316.0 (4,412.0)	74.0 (67.0)	15.0 (14.0)	44.0 (39.0)	1.71 (1.52)	1.91 (1.89)	4 (3)	40.0 (30.8)	40.4 (37.1)
不動産業、物品賃貸業	5 (3)	551.0 (364.5)	4.0 (5.0)	1.0 (1.0)	2.0 (3.0)	0.73 (1.37)	1.56 (1.45)	0 (2)	0.0 (66.7)	33.1 (30.5)
学術研究、専門・技術サービス業	13 (13)	1,193.0 (1,136.0)	15.0 (10.0)	4.0 (3.0)	7.0 (4.0)	1.26 (0.88)	1.70 (1.66)	6 (4)	46.2 (30.0)	33.8 (31.3)
宿泊業、飲食サービス業	20 (21)	1,823.5 (1,962.0)	31.0 (36.5)	3.0 (5.0)	25.0 (26.5)	1.70 (1.86)	1.78 (1.70)	12 (12)	60.0 (57.1)	43.4 (40.4)
生活関連サービス業、娯楽業	17 (20)	1,816.0 (2,026.5)	35.5 (40.0)	5.0 (6.0)	25.5 (28.0)	1.95 (1.97)	2.04 (2.02)	11 (13)	64.7 (65.0)	39.5 (37.6)
教育、学習支援業	8 (7)	713.5 (661.5)	6.0 (8.5)	2.0 (2.0)	2.0 (4.5)	0.84 (1.28)	1.52 (1.51)	2 (3)	25.0 (42.9)	37.6 (37.1)
医療、福祉	133 (131)	18,607.5 (18,321.5)	473.0 (466.0)	75.0 (70.0)	323.0 (326.0)	2.54 (2.54)	2.30 (2.17)	94 (90)	70.7 (68.7)	59.9 (55.9)
複合サービス業	3 (13)	4,293.5 (4,374.0)	84.0 (82.0)	23.0 (24.0)	38.0 (34.0)	1.96 (1.87)	1.75 (1.70)	2 (8)	66.7 (61.5)	45.6 (44.8)
サービス業(他に分類されないもの)	39 (40)	4,787.0 (4,849.0)	120.0 (100.0)	13.0 (10.0)	94.0 (80.0)	2.51 (2.06)	1.89 (1.85)	27 (23)	69.2 (57.5)	43.6 (41.6)
計	523 (523)	77,212.5 (76,076.0)	1,641.0 (1,537.5)	296.0 (282.0)	1,049.0 (973.5)	2.13 (2.02)	1.88 (1.82)	338 (322)	64.6 (61.6)	47.2 (44.7)

(注) ( )は平成26年6月1日現在の数値

#### 4 実雇用率階級別の企業分布状況 【表4】

実雇用率階級別の企業分布をみると、法定雇用率以下となる2.0%未満の階級が324社（62%、対前年4.2ポイント減）となっている。（なお、法定雇用義務障害者数の算定にあたって1人未満の端数は切り捨てることから、当該324社には、法定雇用率未達成企業185社のほか、雇用率が2.0%未満であるものの未達成には分類されない139社が含まれている。）

【表4 実雇用率階級別の企業分布状況】

平成27年6月1日現在  
(単位:社、%)

産業別・規模別 企業数計	実雇用率	2.0%未満					2.0%以上					
		0.00～0.49	0.50～0.99	1.00～1.49	1.50～1.99	小計	2.00～2.99	3.00～3.99	4.00～4.99	5.00～9.99	10.00～	小計
農業、林業	7	0	0	2	3	5	2	0	0	0	0	2
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	39	6	1	3	11	21	8	9	0	1	0	18
製造業	133	24	8	24	19	75	24	17	6	9	2	58
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	10	5	0	2	2	9	0	1	0	0	0	1
運輸業、郵便業	16	5	0	2	3	10	3	1	1	1	0	6
卸売業、小売業	70	20	4	13	11	48	13	4	2	3	0	22
金融業、保険業	10	4	0	3	2	9	1	0	0	0	0	1
不動産業、物品賃貸業	5	3	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0
学術研究、専門・技術サービス業	13	6	1	1	2	10	2	1	0	0	0	3
宿泊業、飲食サービス業	20	5	3	4	1	13	3	2	1	1	0	7
生活関連サービス業、娯楽業	17	5	0	3	3	11	3	1	0	2	0	6
教育、学習支援業	8	5	1	0	0	6	1	1	0	0	0	2
医療、福祉	133	21	9	20	27	77	34	9	6	4	3	56
複合サービス事業	3	0	1	0	1	2	1	0	0	0	0	1
サービス業（他に分類されないもの）	39	9	1	4	9	23	8	2	4	2	0	16
計	100.0	22.6	5.5	15.9	18.0	62.0	19.7	9.2	3.8	4.4	1.0	38.0
	523	118	29	83	94	324	103	48	20	23	5	199
50～100人未満	308	99	6	48	46	199	45	33	14	13	4	109
100～300未満	177	19	22	27	37	105	45	14	5	8	0	72
300～500人未満	21	0	1	5	8	14	4	0	1	1	1	7
500～1000人未満	13	0	0	3	2	5	6	1	0	1	0	8
1000人以上	4	0	0	0	1	1	3	0	0	0	0	3

(注) は構成比



## 5 法定雇用率未達成企業の雇用状況 【表5】

法定雇用率未達成企業は185社で、前年より16社減少した。産業別では製造業が43社で最も多く、次いで医療・福祉が39社、卸売業、小売業が31社の順である。

法定雇用率未達成企業全体の実雇用率は0.83%で、前年より0.08ポイント減少した。規模別にみると、50人～300人未満規模に未達成企業が集中しているが、前年より改善している。

【表5 法定雇用率未達成企業の雇用状況】

平成27年6月1日現在  
(単位:社、人、%)

産業別・規模別	実雇用率 未達成企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	法定雇用義務 障 害 者 数	雇用障害者数	雇用不足数	実雇用率
農 業 、 林 業	- (1)	- (51.0)	- (1.0)	- (0.0)	- (1.0)	- (0.00)
漁 業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
鉱業、採石業、砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建 設 業	8 (12)	651.5 (1,157.0)	11.0 (19.0)	2.0 (3.0)	9.0 (16.0)	0.31 (0.26)
製 造 業	43 (40)	5,667.5 (5,789.0)	99.0 (99.0)	40.5 (42.0)	58.5 (57.0)	0.71 (0.73)
電気・ガス・熱供給・水道業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
情 報 通 信 業	8 (7)	1,480.5 (1,166.5)	26.0 (20.0)	14.5 (11.0)	11.5 (9.0)	0.98 (0.94)
運 輸 業 、 郵 便 業	5 (2)	324.5 (167.5)	6.0 (3.0)	0.0 (0.0)	6.0 (3.0)	0.00 (0.00)
卸 売 業 、 小 売 業	31 (39)	4,600.0 (7,746.0)	80.0 (140.0)	38.0 (87.5)	42.0 (52.5)	0.83 (1.13)
金 融 業 、 保 険 業	6 (7)	3,477.0 (4,023.5)	67.0 (78.0)	59.0 (61.0)	8.0 (17.0)	1.70 (1.52)
不動産業、物品賃貸業	5 (1)	551.0 (55.0)	10.0 (1.0)	4.0 (0.0)	6.0 (1.0)	0.73 (0.00)
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	7 (9)	640.5 (851.0)	11.0 (14.0)	2.0 (3.0)	9.0 (11.0)	0.31 (0.35)
宿泊業、飲食サービス業	8 (9)	748.5 (845.5)	12.0 (14.0)	3.5 (4.5)	8.5 (9.5)	0.47 (0.53)
生活関連サービス業、 娯 楽 業	6 (7)	667.5 (601.0)	11.0 (10.0)	4.0 (1.5)	7.0 (8.5)	0.60 (0.25)
教育、学習支援業	6 (4)	538.0 (270.5)	8.0 (4.0)	1.0 (0.0)	7.0 (4.0)	0.19 (0.00)
医 療 、 福 祉	39 (41)	5,297.0 (5,944.5)	90.0 (102.0)	40.5 (52.0)	49.5 (50.0)	0.76 (0.87)
複 合 サ ー ビ ス 事 業	1 (5)	292.5 (1,576.0)	5.0 (30.0)	2.0 (17.0)	3.0 (13.0)	0.68 (1.08)
サ ー ビ ス 業 ( 他 に 分 類 さ れ な い も の )	12 (17)	1,070.5 (1,510.5)	17.0 (23.0)	4.5 (6.0)	12.5 (17.0)	0.42 (0.40)
計	185 (201)	26,006.5 (31,754.5)	453.0 (558.0)	215.5 (288.5)	237.5 (269.5)	0.83 (0.91)
50～100人未満	106 (112)	6,858.5 (7,526.0)	106.0 (112.0)	3.5 (4.0)	102.5 (108.0)	0.05 (0.05)
100～300人未満	66 (69)	11,162.5 (11,298.5)	194.0 (196.0)	89.0 (91.5)	105.0 (104.5)	0.80 (0.81)
300～500人未満	8 (10)	2,847.0 (3,561.0)	53.0 (68.0)	36.0 (39.5)	17.0 (28.5)	1.26 (1.11)
500～1000人未満	4 (8)	2,236.5 (5,012.5)	42.0 (96.0)	31.0 (77.0)	11.0 (19.0)	1.39 (1.54)
1000人以上	1 (2)	2,902.0 (4,356.5)	58.0 (86.0)	56.0 (76.5)	2.0 (9.5)	1.93 (1.76)

(注) ( )は平成26年6月1日現在の数値

## 6 法定雇用率未達成企業の雇用不足数の状況 【表6】

法定雇用率未達成企業 185 社の雇用不足数をみると、不足数が 0.5 人又は 1 人である企業（1 人不足企業）が 141 社で全体の 76.2%を占めている。規模別にみると 50～100 人未満規模企業では全ての企業が、100～300 人未満規模企業では、32 社（48.4%）が 1 人不足、24 社（36.3%）が 2 人不足（1.5 人又は 2 人不足）となっている。なお、企業全体では 3 人を超える不足数の企業も 4 社ある。

【表6 法定雇用率未達成企業の雇用不足数の状況】

平成27年6月1日現在  
(単位:社)

産業別・規模別	計	0.5又は1人	1.5又は2人	2.5又は3人	3.5又は4人	4.5又は5人	5.5又は6人	6.5人 以上
農 業 、 林 業	- (1)	- (1)	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)	- (0)
漁 業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
鉱業、採石業、砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建 設 業	8 (12)	7 (9)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
製 造 業	43 (40)	32 (30)	6 (5)	4 (3)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
電気・ガス・熱供給・水道業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
情 報 通 信 業	8 (7)	6 (5)	1 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
運 輸 業 、 郵 便 業	5 (2)	4 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
卸 売 業 、 小 売 業	31 (39)	21 (28)	7 (8)	3 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)
金 融 業 、 保 険 業	6 (7)	4 (4)	2 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
不動産業、物品賃貸業	5 (1)	4 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	7 (9)	6 (8)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
宿泊業、飲食サービス業	8 (9)	6 (6)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
生活関連サービス業、娯楽業	6 (7)	5 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育、学習支援業	6 (4)	5 (4)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
医 療 、 福 祉	39 (41)	30 (31)	5 (7)	2 (2)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)
複 合 サ ー ビ ス 事 業	1 (5)	0 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
サービス業（他に分類されないもの）	12 (17)	11 (14)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	185 (201)	141 (150)	28 (33)	12 (11)	4 (4)	0 (2)	0 (0)	0 (1)
構成比(%)	100.0 (100.0)	76.2 (74.6)	15.1 (16.4)	6.5 (5.5)	2.2 (2.0)	0.0 (1.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.5)
50～100人未満	106 (112)	106 (112)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
100～300人未満	66 (69)	32 (34)	24 (27)	9 (8)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
300～500人未満	8 (10)	2 (3)	3 (2)	2 (0)	1 (3)	0 (2)	0 (0)	0 (0)
500～1000人未満	4 (8)	1 (1)	0 (3)	1 (3)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1000人以上	1 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)

(注) ( )は平成26年6月1日現在の数値

## 7 公共職業安定所管内別の雇用状況 【表7】

実雇用率を前年比でみると、川本所を除く各所は上昇となっている。浜田所、益田所、石見大田所、安来所では実雇用率が県内企業の平均である2.13%以上となっている。

法定雇用率達成企業の割合をみると、雲南所、益田所、川本所、安来所の順に高く、隠岐の島所、松江所では県内企業の平均を下回っている。

県内の雇用不足数237.5人のうち、松江所116.5人、出雲所46.5人で全体の7割近くを占めている。

【表7 公共職業安定所管内別の雇用状況】

平成27年6月1日現在  
(単位:社、人、%)

項目 安定所別	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率	雇用率達成企業		雇用不足数	未達成企業のうち1人不足の企業数
					企業数	達成割合		
松江	209 (205)	34,389.5 (30,276.0)	719.5 (605.0)	2.09 (2.00)	120 (113)	57.4 (55.1)	116.5 (123.5)	66 (67)
(隠岐の島)	12 (13)	1,327.0 (1,368.0)	25.0 (18.0)	1.88 (1.32)	6 (5)	50.0 (38.5)	5.0 (9.0)	6 (7)
(安来)	31 (32)	5,293.0 (5,472.5)	113.0 (108.0)	2.13 (1.97)	23 (24)	74.2 (75.0)	12.0 (13.0)	6 (5)
浜田	54 (53)	6,556.0 (6,803.5)	175.5 (177.5)	2.68 (2.61)	36 (38)	66.7 (71.7)	20.5 (17.5)	15 (12)
(川本)	12 (13)	1,434.0 (1,663.5)	26.0 (32.5)	1.81 (1.95)	9 (10)	75.0 (76.9)	5.0 (4.5)	1 (2)
出雲	111 (113)	16,103.5 (17,309.5)	326.5 (343.5)	2.03 (1.98)	74 (69)	66.7 (61.1)	46.5 (56.5)	29 (35)
益田	37 (37)	6,255.0 (6,464.5)	141.0 (139.5)	2.25 (2.16)	28 (26)	75.7 (70.3)	12.5 (14.0)	7 (8)
雲南	33 (35)	3,587.5 (4,340.5)	64.0 (69.0)	1.78 (1.59)	26 (24)	78.8 (68.6)	12.0 (22.5)	3 (5)
石見大田	24 (22)	2,267.0 (2,378.0)	50.5 (44.5)	2.23 (1.87)	16 (13)	66.7 (59.1)	7.5 (9.0)	8 (9)
計	523 (523)	77,212.5 (76,076.0)	1,641.0 (1,537.5)	2.13 (2.02)	338 (322)	64.6 (61.6)	237.5 (269.5)	141 (150)

(注) ( )は平成26年6月1日現在の数値

# 国、地方公共団体等における障害者の雇用状況

## 1 概況 【表8】

法定雇用率 2.3%が適用される国、地方公共団体等の機関（職員 43.5 人以上の機関）及び特殊法人等の実雇用率をみると、都道府県の機関が 2.40%で前年より 0.13 ポイント減少した。市町村の機関は 2.39%で前年同率となった。なお、都道府県、市町村、特殊法人等はともに法定雇用率を上回っている。

また、教育委員会（職員数 45.5 人以上）は 2.05%で前年より 0.13 ポイント改善している。

【表8 国、地方公共団体等における障害者雇用状況】

平成27年6月1日現在  
(単位:人、%)

区 分	法定雇用率2.3%が適用される国、地方公共団体					
	職員数(除外職員を除く)		障 害 者 数		実 雇 用 率	
	島 根 県	全 国	島 根 県	全 国	島 根 県	全 国
国 の 機 関	—	300,731.0 (300,776.5)	—	7,371.5 (7,326.0)	—	2.45 (2.44)
都 道 府 県 の 機 関	4,694.5 (4,679.5)	323,789.5 (322,490.5)	112.5 (118.5)	83,440.0 (8,284.5)	2.40 (2.53)	2.58 (2.57)
市 町 村 の 機 関	7,945.0 (7,877.0)	1,075,882.5 (1,061,832.5)	190.0 (188.5)	25,913.5 (25,265.0)	2.39 (2.39)	2.41 (2.38)
特 殊 法 人 等	2,034.5 (1,954.5)	411,035.5 (398,351.5)	48.0 (47.0)	9,527.5 (9,178.0)	2.36 (2.40)	2.32 (2.30)

区 分	法定雇用率2.2%が適用される国、地方公共団体					
	職員数(除外職員を除く)		障 害 者 数		実 雇 用 率	
	島 根 県	全 国	島 根 県	全 国	島 根 県	全 国
教 育 委 員 会	5,970.0 (5,971.5)	661,646.5 (665,156.5)	122.5 (114.5)	14,216.5 (13,930.5)	2.05 (1.92)	2.15 (2.09)

(注) ( )は平成26年6月1日現在の数値

## 2 地方公共団体等及び各機関における障害者の雇用状況 【表9-1-9-2】

法定雇用率 2.3%が適用される県、市町村等の機関における実雇用率を前年と比較すると、県では 0.13 ポイント減少し 2.40%、市長部局では 0.09 ポイント減少して 2.47%、市町教育委員会では 0.03 ポイント上昇し 2.16%、市公営企業部局では 0.3 ポイント上昇し 2.30%、町村長部局では 0.17 ポイント上昇し 2.47%、町村公営企業部局では 0.82 ポイント減少し 1.35%、特殊法人等では 0.04 ポイント減少し 2.36%となった。

法定雇用率 2.2%が適用される県教育委員会は 0.14 ポイント上昇し 2.02%、市教育委員会は 0.01 ポイント上昇し 3.07%となっている。この結果、雇用率未達成機関は、県の機関 1、県教育委員会 1、特殊法人 1、市公営企業部局 3 となっている。(なお、平成 27 年 10 月末現在では、特殊法人 1、市公営企業部局 1 が法定雇用率を達成している。)

【表9-1 地方公共団体等における障害者の雇用状況】

平成27年6月1日現在

(単位：人、%)

区 分	雇 用 状 況								対象機関の数				
	職員総数		除外職員を 除く職員数		障害者数		実雇用率		全 数		うち達成 機 関		
		前 年		前 年		前 年		前 年		前 年		前 年	
雇 用 率 % 適 用	知 事 部 局	3,860.0	3,854.0	3,858.0	3,852.0	94.0	99.0	2.44	2.57	1	1	1	1
	病 院 局	1,086.0	1,065.0	489.0	480.0	12.0	11.0	2.45	2.29	1	1	1	1
	警 察 本 部	1,858.0	1,855.5	347.5	347.5	6.5	8.5	1.87	2.45	1	1	0	1
	( 小 計 )	6,804.0	6,774.5	4,694.5	4,679.5	112.5	118.5	2.40	2.53	3	3	2	3
	市 長 部 局	5,200.5	5,147.0	4,616.5	4,564.5	114.0	117.0	2.47	2.56	8	8	8	8
	2.3 市町教育委員会	615.5	691.0	555.5	610.0	12.0	13.0	2.16	2.13	5	6	5	6
	市公営企業部局	1,970.5	1,924.5	1,173.5	1,148.5	27.0	23.0	2.30	2.00	7	7	5	5
	町 村 長 部 局	1,424.0	1,429.0	1,378.0	1,347.0	34.0	31.0	2.47	2.30	10	10	10	10
	町村公営企業部局	345.5	324.0	221.5	207.0	3.0	4.5	1.35	2.17	2	2	1	2
	( 小 計 )	9,556.0	9,515.5	7,945.0	7,877.0	190.0	188.5	2.39	2.39	32	33	29	31
特 殊 法 人 等	2,902.5	2,789.5	2,034.5	1,954.5	48.0	47.0	2.36	2.40	2	2	1	2	
( 小 計 )	2,902.5	2,789.5	2,034.5	1,954.5	48.0	47.0	2.36	2.40	2	2	1	2	
合 計	19,262.5	19,079.5	14,674.0	14,511.0	350.5	354.0	2.39	2.44	37	38	32	36	
雇 用 率 % 適 用	2.2 島 根 県 会 教 育 委 員 会	7,698.5	7,699.5	5,774.5	5,775.5	116.5	108.5	2.02	1.88	1	1	0	0
	松 江 市 会 教 育 委 員 会	205.5	206.0	195.5	196.0	6.0	6.0	3.07	3.06	1	1	1	1
	合 計	7,904.0	7,905.5	5,970.0	5,971.5	122.5	114.5	2.05	1.92	2	2	1	1

【表9-2 各機関における障害者の雇用状況】

平成27年6月1日現在

雇用率	機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④不 足 数 (人)
県の機関 %	島 根 県	3,858.0	94.0	2.44	0.0
	島 根 県 病 院 局	489.0	12.0	2.45	0.0
	島 根 県 警 察 本 部	347.5	6.5	1.87	0.5
市町村等の機関 %	松 江 市	1,087.5	28.0	2.57	0.0
	浜 田 市	629.0	14.0	2.23	0.0
	出 雲 市	910.5	21.0	2.31	0.0
	益 田 市	362.0	9.0	2.49	0.0
	大 田 市	471.5	15.0	3.18	0.0
	安 来 市	434.0	9.0	2.07	0.0
	江 津 市	314.0	9.0	2.87	0.0
	雲 南 市	408.0	9.0	2.21	0.0
	奥 出 雲 町	223.5	5.0	2.24	0.0
	飯 南 町	130.0	4.0	3.08	0.0
	川 本 町	77.0	2.0	2.60	0.0
	美 郷 町	133.0	3.0	2.26	0.0
	邑 南 町	220.0	6.0	2.73	0.0
	津 和 野 町	155.0	4.0	2.58	0.0
	吉 賀 町	91.0	3.0	3.30	0.0
	海 士 町	73.0	1.0	1.37	0.0
	西 ノ 島 町	87.0	2.0	2.30	0.0
隠 岐 の 島 町	188.5	4.0	2.12	0.0	
市町村教育委員会 %	浜 田 市 教 育 委 員 会	188.0	4.0	2.13	0.0
	出 雲 市 教 育 委 員 会	122.0	3.0	2.46	0.0
	益 田 市 教 育 委 員 会	61.0	1.0	1.64	0.0
	大 田 市 教 育 委 員 会	118.0	3.0	2.54	0.0
	安 来 市 教 育 委 員 会	66.5	1.0	1.50	0.0
市町村公営企業部局 %	松 江 市 上 下 水 道 局	130.5	4.0	3.07	0.0
	松 江 市 交 通 局	50.0	2.0	4.00	0.0
	松 江 市 立 病 院	403.0	10.0	2.48	0.0
	出 雲 市 立 総 合 医 療 セ ン タ ー	131.5	3.0	2.28	0.0
	安 来 市 立 病 院	103.0	1.0	0.97	1.0
	雲 南 市 立 病 院	179.0	3.0	1.68	1.0
	隠 岐 広 域 連 合 立 隠 岐 病 院	124.4	2.0	1.61	0.0
	大 田 市 立 病 院	176.5	4.0	2.27	0.0
邑 智 郡 公 立 病 院 組 合	97.0	1.0	1.03	1.0	
教育委員会 %	島 根 県 教 育 委 員 会	5,774.5	116.5	2.02	10.5
	松 江 市 教 育 委 員 会	195.5	6.0	3.07	0.0
特殊法人 %	国立大学法人 島根大学	1,842.0	41.0	2.23	1.0
	公立大学法人 島根県立大学	192.5	7.0	3.64	0.0

(注) 平成27年10月末現在、国立大学法人島根大学、邑智郡公立病院組合は、障害者の雇用不足を解消し、法定雇用率を達成済となっている。

## 参 考

### 1 島根県における障害者の状況 【表10・11・12】

身体障害者手帳所持者数は、平成27年3月31日現在で37,927人であり、前年より501人の大幅減少となっており、平成23年以降毎年減少している。

障害部位別にみると、肢体不自由が21,219人(55.9%)で最も多く、次いで内部機能障害9,060人(23.9%)、聴覚・平衡障害4,440人(11.7%)、視覚機能障害2,727人(7.2%)の順である。障害の程度別では1級・2級の重度障害者が全体の44.6%を占めている。

年齢別にみると、65歳以上の高齢者が29,870人で全体の78.8%となっており、構成比は前年より0.9ポイント増加した。

療育手帳所持者数は、平成27年3月31日現在で7,207人であり、前年より156人増加した。うち重度の知的障害者は3,070人で全体の42.6%と前年から0.7ポイント減少した。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成27年3月31日現在で5,582人であり、前年から769人増えて増加傾向が続いている。

【表10 身体障害者手帳所持者数】

(単位:人、%)

障害部位	障害の程度						合計	構成比
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
視覚機能	912	781	190	174	364	306	2,727	7.2
聴覚・平衡機能	222	831	540	933	26	1,888	4,440	11.7
音声・言語機能	5	30	257	189	0	0	481	1.3
肢体不自由	4,356	3,368	4,064	6,512	1,982	937	21,219	55.9
内部機能	6,327	72	929	1,732	0	0	9,060	23.9
合計	11,822	5,082	5,980	9,540	2,372	3,131	37,927	100.0
構成比(%)	31.2	13.4	15.8	25.2	6.3	8.3	100.0	-
18歳未満	238	74	67	38	6	39	462	1.2
18歳～64歳	2,668	1,276	1,002	1,589	555	505	7,595	20.0
65歳以上	8,916	3,732	4,911	7,913	1,811	2,587	29,870	78.8

【表11 療育手帳所持者数】

(単位:人)

年齢区分	重度(A)	中軽度(B)	合計
18歳未満	375	701	1,076
18歳以上65歳未満	2,001	3,082	5,083
65歳以上	694	354	1,048
合計	3,070	4,137	7,207

【表12 精神障害者保健福祉手帳所持者数】

(単位:人)

1級	2級	3級	合計
1,283	3,219	1,080	5,582

※表10・11・12は(平成27年3月31日現在) 資料:島根県立心と体の相談センター

## 2 障害者の職業紹介状況 【表 13・14】

公共職業安定所における平成 26 年度の障害者職業紹介状況は、新規求職申込件数が 1,310 件で前年度より 13.5%増加、就職件数は 753 件で 7.6%増加した。また、就職率は 57.5%で前年度より 3.2ポイント減少した。

平成 27 年 3 月 31 日現在の有効求職者数は 1,441 人で、前年同期より 2.9%減少している。

【表13 障害者の職業紹介状況】

(単位:人、%)

年度	①新規求職 申込件数	②就職件数	③就職率	④期末現在登録者数			
				有 効 求 職 者	就 業 中 の 者	保 留 中 の 者	
14	665	326	49.0	4,172	1,014	2,884	274
15	669	327	48.9	4,312	1,025	2,983	304
16	685	305	44.5	4,449	1,031	3,012	406
17	674	364	54.0	4,535	1,010	3,055	470
18	811	425	52.4	4,692	1,080	3,132	480
19	874	441	50.5	4,945	1,129	3,217	599
20	889	455	51.2	5,008	1,051	3,161	796
21	878	463	52.7	5,420	1,125	3,263	1,032
22	982	559	56.9	5,870	1,128	3,528	1,214
23	1,143	651	57.0	6,047	1,150	3,637	1,260
24	1,174	677	57.7	6,483	1,325	3,842	1,316
25	1,154	700	60.7	6,979	1,484	4,065	1,430
26	1,310	753	57.5	7,523	1,441	4,368	1,714

【表14 有効求職者の障害部位別の状況】

(単位:人)

障害部位	性 別		計	うち重度障害者
	男	女		
身 体 障 害 者	277	174	453	177
視 覚 機 能	22	13	35	16
聴覚・平衡・音声・言語・ そしやく機能	33	18	51	19
上肢切断機能	53	22	75	19
下肢切断機能	80	74	155	34
体幹機能	14	11	25	9
脳病変による運動機能	2	0	2	2
内 部 機 能	73	36	110	78
知 的 障 害 者	192	108	301	14
精 神 障 害 者	385	220	608	—
発 達 障 害 者	27	9	36	—
難 病 障 害 者	15	13	28	—
高次脳機能障害者	3	0	3	—
そ の 他 障 害 者	8	4	12	—
合 計	907	528	1,441	191

※表 13・14 は平成 27 年 3 月 31 日現在

(注) 求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は全体の値と必ずしも一致しない。



### 3 障害者雇用率制度の適用を受けない企業の状況 【表 15・16・17】

障害者雇用率制度の適用を受けない一般の民間企業(常用労働者数が30人以上50人未満の規模)の状況は次のとおりである。

【表15 産業別障害者の雇用状況】

平成27年6月1日現在

(単位:社、人、%)

産業別	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率
農業、林業	9	365.0	9.0	2.47
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	1	36.5	0.0	0.00
建設業	39	1,511.0	25.0	1.65
製造業	46	1,791.5	69.0	3.85
電気・ガス・熱供給・水道業	1	36.0	0.0	0.00
情報通信業	6	226.5	2.0	0.88
運輸業、郵便業	20	756.5	17.0	2.25
卸売業、小売業	44	1,717.5	14.5	0.84
金融業、保険業	2	78.0	0.0	0.00
不動産業、物品賃貸業	4	132.0	2.0	1.52
学術研究、専門・技術サービス業	13	527.5	5.0	0.95
宿泊業、飲食サービス業	9	336.0	6.5	1.93
生活関連サービス業、娯楽業	7	260.5	2.0	0.77
教育、学習支援業	10	400.5	3.0	0.75
医療、福祉	52	2,037.5	62.0	3.04
複合サービス事業	2	80.5	3.5	4.35
サービス業(他に分類されないもの)	22	871.0	18.0	2.07
計	287	11,164.0	238.5	2.14

【表16 公共職業安定所管内別の雇用状況】

平成27年6月1日現在

(単位:社、人、%)

項目 安定所別	企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	障害者数	実雇用率
松江	78	3,085.0	61.0	1.98
(隠岐の島)	7	264.0	2.0	0.76
(安来)	11	405.0	24.5	6.05
浜田	46	1,769.0	34.5	1.95
(川本)	8	311.5	4.5	1.44
出雲	68	2,653.5	38.5	1.45
益田	33	1,302.5	50.0	3.84
雲南	20	762.0	10.5	1.38
石見大田	16	611.5	13.0	2.13
計	287	11,164.0	238.5	2.14

【表17 障害者を雇用している企業の状況】

(単位:社、%)

項目	企業数	障害者を 雇用して いる企業	割合
産業別			
農業、林業	9	5	55.6
漁業	0	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0.0
建設業	39	18	46.2
製造業	46	17	37.0
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0.0
情報通信業	6	1	16.7
運輸業、郵便業	20	8	40.0
卸売業、小売業	44	14	31.8
金融業、保険業	2	0	0.0
不動産業、物品賃貸業	4	2	50.0
学術研究、専門・ 技術サービス業	13	4	30.8
宿泊業、飲食サービス業	9	6	66.7
生活関連サービス業、娯楽業	7	2	28.6
教育、学習支援業	10	2	20.0
医療、福祉	52	21	40.4
複合サービス事業	2	2	100.0
サービス業(他に 分類されないもの)	22	11	50.0
計	287	113	39.4

(単位:社、%)

項目 安定所別	企業数	障害者を 雇用して いる企業	割合
松江	78	27	34.6
(隠岐の島)	7	2	28.6
(安来)	11	3	27.3
浜田	46	20	43.5
(川本)	8	4	50.0
出雲	68	27	39.7
益田	33	16	48.5
雲南	20	4	20.0
石見大田	16	10	62.5
計	287	113	39.4

#### 4 障害者の法定雇用率について

平成 25 年 4 月 1 日から、障害者の法定雇用率は以下のとおりとなっています。

事業主区分	法定雇用率	
	平成 10 年 7 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日以降
民間企業	1. 8% ⇒	2. 0%
国、地方公共団体等	2. 1% ⇒	2. 3%
都道府県等の教育委員会	2. 0% ⇒	2. 2%

##### ○ 雇用率制度について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも 5 年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。（※：失業中の人も含みます。）

##### ○ 障害者を雇用しなければならない事業主の範囲について

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員 56 人以上から **50 人以上**となりました。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ① 毎年 6 月 1 日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ② 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません。

※障害者雇用推進者の業務とは

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者の雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届出

など

##### ○ 障害者雇用納付金制度について

平成 27 年 4 月から「改正障害者雇用納付金制度」が施行され、常時雇用している労働者数が 100 人を超える企業も納付金の対象となることから申告の必要があります。

## 5 除外率一覧表

### ○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度です。

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次精錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	5 %
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	10 %
・非鉄金属第1次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	15 %
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	20 %
・港湾運送業	25 %
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	30 %
・林業(狩猟業を除く。)	35 %
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40 %
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	45 %
・石炭・亜炭鉱業	50 %
・道路旅客運送業 ・小学校	55 %
・幼稚園、幼保連携型認定こども園	60 %
・船員等による船舶運航等の事業	80 %

### ○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度で、平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務に限定することとしています。

なお、旧除外職員の多い機関については、段階的に除外率を引き下げることとなっています。

発 行

厚生労働省  
島根労働局職業安定部職業対策課

〒690-0841  
松江市向島町 134-10  
松江地方合同庁舎 5階  
電話 (0852)20-7022  
FAX (0852)20-7025

島根労働局ホームページ  
<http://shimane-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>